

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【公開番号】特開2000-267533(P2000-267533A)

【公開日】平成12年9月29日(2000.9.29)

【出願番号】特願平11-71956

【国際特許分類第7版】

G 0 3 G 21/10

【F I】

G 0 3 G 21/00 3 1 2

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月24日(2004.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

このような技術的課題は、中間転写型の画像形成装置に限られるものではなく、中間転写ベルトなどを用いない各種態様の画像形成装置についても同様に生じ得る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

ここで、本実施の形態で用いられる中間転写ベルト30の張架ロール31～36について述べると、符号31は一次転写ロール26による一次転写部位の上流側近傍に設けられる駆動ロール、32は一次転写部位における中間転写ベルト30の姿勢を所定の姿勢に保つために、前記駆動ロール31及び一次転写ロール26の延長線上に配設される従動ロール(姿勢保持ロール)、33は従動ロール32の下流側に設けられて中間転写ベルト30に所定の張力を付与するテンションロール、34，35はテンションロール33の更に下流側に配設される従動ロール、36は後述する二次転写装置40の一要素である対向ロール(バックアップロール)である。

尚、符号39は駆動ロール31の周面を清掃するためのロールクリーナであり、駆動ロール31表面の汚れに伴う中間転写ベルト30の搬送むらをなくすものである。